

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成25年12月27日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地，用途及び構造

- (1) 所在地 京都市南区西九条開ケ町52番地
- (2) 用途 学習塾その他これらに類する施設（道場）
- (3) 構造 木造2階建て

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市南区西九条開ケ町50番地
- (2) 氏名 鈴木 宏

3 命令年月日

平成25年12月19日

4 命令の内容

平成26年1月31日までに、次の(1)から(4)までに掲げる措置を講じること。

- (1) 建ぺい率が70パーセントを超える部分（建築面積36.49平方メートル以上の部分）を除却すること。
- (2) (1)の措置を講じた後、増築部分が残る場合においては、当該増築部分の基礎について、建築基準法施行令第38条第3項による国土交通大臣が定めた構造方法とすること。
- (3) 本件建築物に付属する塀のうち、建築基準法第42条第2項の規定による道路上にある部分を除却すること。
- (4) 本件建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、建築基準法施行令第109条第1項の規定による防火設備を設けること。

5 根拠条項

建築基準法第9条第1項

（都市計画局建築指導部建築安全推進課）